



KAMIKAWAJI

上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第295号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

若貴時代

目に青葉が眩しい5月です。花の便りは被災地能登半島からも届きました。被災者を癒していたのが、能登鹿島駅の100本の満開の桜でした。『のと鉄道』の全線復旧で、沿線各地から多くの人々が訪れていました。霧島市福山では、甘酸っぱい香りが漂う中で、特産の黒酢の仕込みの真っ最中です。薩摩川内市では、名物の太平橋河畔の鯉のぼりが賑やかに、青空高く泳いでいました。

気がかりな情報として、全国で中小企業の倒産が急増していると全国紙は報道しています。コロナ対策として実質無利子・無担保（ゼロゼロ融資）を受けた中小・零細企業にとって、元本払いの負担が重くのしかかり資金繰りに窮しての倒産です。また5月から物流・運送業界では時間外労働の上限規制が導入されて、ドライバー不足の本格化で人手不足による倒産に拍車がかかりそうです。経営基盤の弱い中小企業は、賃上げができず人手の確保が難しい厳しい状況に置かれていて、物価高の直撃も受けて倒産を余儀なくされてもいるのです。

岸田内閣は各種の世論調査で、支持率が20%台と低迷したままで浮上できずに苦戦を強いられています。国賓待遇の米国訪問でアピールしても、わずか数ポイント支持率は上昇しただけです。裏金問題に端を発した政治不信の解消は難しく、国民が納得できるはじめがつけられないままです。来たる総選挙の“前哨戦”と位置づけられた衆院3つの補欠選挙は、自民党の完敗に終わりました。島根1区は与野党一騎打ちとなり自民王国“島根”の敗戦で岸田首相の求心力は低下して、秋の総裁再選戦略にも暗雲が漂うことになりました。任期満了にともなう鹿児島市議選が、4月14日に投開票されました。政治資金パーティー裏金事件の影響があるのか注目される中で、自民党は改選前より得票率を10ポイント以上落とす厳しい内容となりました。

南海トラフ巨大地震が、30年以内に70%以上の確率で発生すると公表されてから数年が過ぎました。4月17日深夜に豊後水道で記録した震度6弱の愛媛・高知地震は、南海トラフ巨大地震の想定震源域内で発生して緊張が走りしました。地震専門家は「巨大地震はいつ起きてもおかしくない状況で、今の地震学では予知できない」と不意に発生する

目次

ごあいさつ “若貴時代”	…1P
税務カレンダー	…2P
2024年5月・6月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！	
“交際費等の損金不算入制度の見直し”	…4・5P
お客様情報「坂之上製茶SABO」	…6P
6月スタート定額減税	…6P
お客様情報「ちいさな台所名山」	…7P
第24回 KSCセミナー(接遇)のご報告	…7P
随想 “「憲法のおはなし」	
上川路 美恵野”	…8P

ことを想定して、すぐに避難できる準備をしておくことが重要と、呼びかけていました。震度5弱以上の地震が20数回と今年になって頻発していて、危険は身近にあると警戒を怠ってはなりません。

大谷翔平の相棒と愛されてドジャースへの入団会見で“翔平の親友”とまで紹介された水原一平元通訳の背信に、衝撃が走りました。金額で約24億5千万円以上という銀行詐欺容疑事件は、連邦地検が『大谷は事件の被害者だ』と記者会見で強調したことで、心に傷は残ったとしても大谷翔平は、野球に専念できると日本国中のファンは、安堵することが出来ました。油断から誰もが泥沼にはまる可能性のある賭博の恐怖を、胸に刻み込む教訓となりました。

4月上旬に元横綱曙太郎さんが、54歳という若さで死去されました。初めての外国出身横綱として、大相撲の国際化に大きな足跡を残しました。同期生とともに横綱となった3代目若乃花、貴乃花の『若貴時代』の敵役となって数々の激闘を繰り広げました。平成の大相撲ブームを担った主役の一人として、燦然と輝いた人気横綱でした。

晴れたかと思えば急に雨となり、暑いかと薄着になれば肌寒かったり、天候不順な季節です。体調に気をつけてお過ごしください。

薔薇一輪机上の駄菓子繁忙期 長生

(令和6年5月吉日)



2024年5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3  憲法記念日	4  みどりの日
5  こどもの日	6  振替休日	7	8	9	10 	11
12	13	14	15 	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31 	6/1

〈3月決算会社申告書提出〉

5月31日まで

- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間申告(半期分)
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 6月決算法人 第3四半期分
 - 9月決算法人 第2四半期分
 - 12月決算法人 第1四半期分
- 消費税の年税額が4,800万円超の2、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 確定申告の際の延納届出に係る延納税額の納付
- 3・6・9・12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

5月中において都道府県の条例で定める日

- 自動車税の納付
- 鉾区税の納付

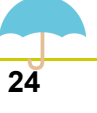
5月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

5月15日まで

- 特別農業所得者の承認申請

2024年6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 	11	12	13	14	15
16	17 	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	7/1 	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6

〈4月決算会社申告書提出〉

7月1日まで

- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間申告(半期分)
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 7月決算法人 第3四半期分
 - 10月決算法人 第2四半期分
 - 1月決算法人 第1四半期分
- 消費税の年税額が4,800万円超の3、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付

6月17日まで

- 所得税の予定納税額の通知

6・8・10・1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において都道府県・市町村条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付

2024年5月の経理・税務チェックリスト



Page 3
295 号

6月から実施される定額減税の準備

☐ 6月から、所得税・住民税の定額減税が実施されます。控除対象となる配偶者や扶養親族の判定、確認をしっかりとっておきましょう。 ※「源泉徴収に係る定額減税のための申告書(国税庁HP)」を活用しましょう!

個人住民税の特別徴収の準備

☐ 個人住民税の税額は、毎年6月に切り替わります。令和6年度は定額減税の実施により、6月は0円となり11カ月で減税後の住民税を徴収する事になるので、給与ソフト等のデータ更新の際注意しましょう。

3月決算法人の確定申告と納税

☐ 3月決算法人は、法人税・消費税の確定申告・納付、法人事業税・法人住民税等の申告・納付があります。また、決算後の配当金の支払いに関しても、税務署に提出する支払調書の作成、配当金からの源泉徴収・納付事務がありますので注意しましょう。

9月決算法人の中間申告

☐ 9月決算法人は、法人税の中間申告の時期です。中間申告には、前年度の法人税額の2分の1を申告・納税する予定申告と、仮決算による申告の2つの方法がありますので、選択可能であれば、自社の業績や事務負担上有利な方を選択しましょう。

障害者雇用納付金の申告

☐ 令和5年4月～令和6年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用労働者の総数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

2024年6月の経理・税務チェックリスト

個人住民税の特別徴収の新年度スタート

☐ 住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。令和6年度は定額減税の実施により、6月は0円となり11カ月で減税後の住民税を徴収する事になるので注意しましょう。

また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

労働保険の年度更新

☐ 令和6年度労働保険の年度更新期間が 6月3日(月)～7月10日(水) になっています。手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがありますので期間内に申告・納付をするようにしましょう。

社会保険算定基礎届の提出

☐ 令和6年度の社会保険算定基礎届の提出期限は7月10日(水)になっています。6月中旬より順次様式等が届きますので、記入後速やかに提出してください。

障がい者、高齢者雇用状況の確認

☐ 障がい者及び高齢者の雇用状況報告書の提出期限は毎年7月15日までとなっています。早めに人数を確認しておきましょう。

賞与支払届の提出

☐ 賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。

会計・税務のQ & A！



テーマ 『交際費等の損金不算入制度の見直し』

令和6年度税制改正では定額減税が注目を集めましたが、今回は法人向けの税制改正の中から、交際費等の損金不算入制度についての見直しをピックアップします。飲食費の範囲や適用条件等を改めて確認してきましょう。

●交際費とは

交際費とは交際費、接待費などの費用で、その法人の得意先、仕入先など事業の関係者への接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出するものをいいます。

また、**（接待）飲食費**とは交際費等飲食その他これに類する行為のために要する費用のことをいいます。

●交際費等損金不算入制度とは●

交際費等の額は、原則としてその全額が損金不算入とされていますが、中小法人などには交際費のうち、**飲食に関する「（接待）飲食費」**は条件を満たした場合に損金算入できる特例措置が設けられています。

※損金不算入とは、会計上は費用でも、税金の計算上は費用（損金）として計算できないものを指します。

交際費等の損金不算入制度については、企業ごとの資本金額によって、以下のような差があります。

・資本金100億円超の大企業

＜損金算入＞

飲食費1万円以下/人（従来：5,000円以下/人）

＜損金不算入＞

飲食費1万円超/人（従来：5,000円超/人）

飲食費以外

・資本金1億円超100億円以下の大企業

＜損金算入＞

飲食費1万円以下/人（従来：5,000円以下/人）

＜50%損金算入・残り50%は損金不算入＞

飲食費1万円超/人（従来：5,000円超/人）

＜損金不算入＞

飲食費以外

・資本金1億円以下の中小企業

＜損金算入＞

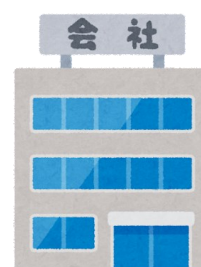
飲食費1万円以下/人（従来：5,000円以下/人）

＜800万円まで損金算入＞※

飲食費1万円超/人（従来：5,000円超/人）

飲食費以外

※資本金1億円以下の中小企業は「接待飲食費の50%損金算入特例」の選択も可。



【令和6年度税制改正】

令和6年度税制改正では、この特例の適用期限を3年延長し、経費として認められる条件1人当たり5000円以下の飲食費を、**1人当たり1万円以下まで拡充**

4/1以降支出した飲食費が対象

【令和6年度税制改正における交際費等の損金不算入制度の見直し】

	従来	改正後
損金不算入制度の適用期限	令和6年3月31日までに開始する事業年度	令和9年3月31日までに開始する事業年度
交際費等から除かれる飲食費等	一人当たり5000円以下の接待飲食等は損金に入れられる	一人当たり1万円以下の接待飲食等は損金に入れられる

※現在の物価上昇や飲食業界の支援などの背景から、4月1日からは上記の飲食費の金額基準が1万円に引き上げられます。

● 1人当たり1万円以下の飲食費を交際費等から除外するための要件●

社外の人との飲食等で1人当たり1万円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。

ただし、次の事項を記載した書類を保存していることが適用要件となります。

- (1) 飲食等のあった年月日
- (2) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- (3) 飲食等に参加した者の数
- (4) その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地（店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等）
- (5) その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項



● 損金不算入制度のQ&A ●

国税庁HP参照

[Q] 1人当たりの飲食費が10,000円を超えた場合であっても、10,000円以下の飲食費の部分は交際費等の額から控除することができるのでしょうか。

[A] 交際費等の範囲から除かれる飲食費は、1人当たりの金額が10,000円以下の費用それ自体が対象となることから、1人当たりの金額が10,000円を超える費用については、その費用のうちその超える部分だけが交際費等に該当するものではなく、**その費用のすべてが交際費等に該当することになります。**すなわち、1人当たりの飲食費のうち10,000円相当額を控除するというような方式ではありません。

[Q] 飲食費が1人当たり10,000円以下であるかどうかの判定に当たって、その「支出する金額」に係る消費税等の額はどのように取り扱われるのでしょうか。

[A] 飲食費が1人当たり10,000円以下であるかどうかは、その飲食費を支出した法人の適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用方式により算定した金額により判定します。
したがって、その「飲食等のために要する費用として支出する金額」に係る消費税等の額については、税込経理方式を適用している場合には当該支出する金額に含まれ、税抜経理方式を適用している場合には当該支出する金額に含まれないこととなります。



鹿児島市直木町のお茶畑の真ん中にお茶やスイーツが楽しめるカフェがオープンしました。解放感ある素敵な空間で、自然に癒されながらお茶を楽しむことができます。茶葉や茶器などの販売、またお茶摘み体験などワークショップを開催していますので、Instagramでチェックしてみてください！



お茶畑をぬけると・・・



明るい店内のカフェ♪

坂之上製茶SABO

〒899-2705

鹿児島市直木町2952

099-297-6775

営業時間：10時から16時

(ラストオーダー15時半)

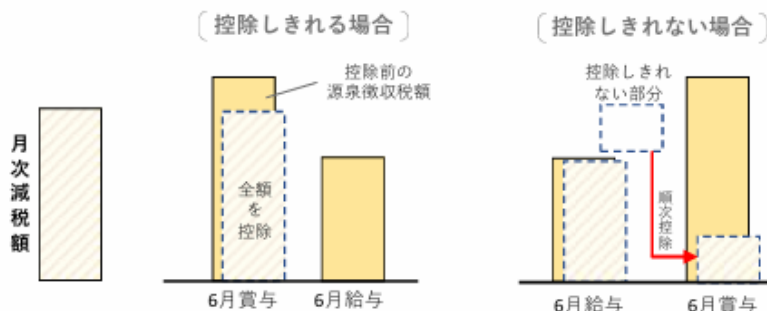
定休日：日、月曜日



6月スタート 定額減税

月次減税事務で慌てないためにしっかり準備！

月次減税事務では、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。



●月次減税事務の手順●

控除対象者の
確認

・給与ソフト等の
確認
・各人別控除事績簿
の作成

月次減税額の
計算

給与支払時の
控除

※控除対象者をしっかりと確認しておきましょう。詳細は国税庁HPの定額減税特設サイトにてご確認ください。



ちいさな台所 名山



サラダや小鉢も充実のランチ



週替わりランチは3種類！夜のコースも◎



大満足のボリューム

鹿児島市役所近くに、レトロな空間でアジア料理が楽しめるお店がオープンしています！

お昼はボリューム満点の週替わりランチ、夜の時間帯は居酒屋としても営業。中華料理やパッタイなどのタイ料理、ベトナム料理やなど多国籍なエスニック料理が楽しめます。

ぜひレトロな空間で美味しいアジア料理を楽しんでみて下さい!!



一品料理も充実♪



レトロな町並みで大注目「名山洞」の一角にあります



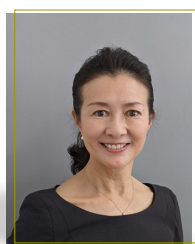
昭和レトロな佇まい ちいさな台所 名山

住 所：鹿児島市名山町3-4
電話番号：099-801-2690
営業時間：ランチ 11時半～14時半
(L.O.14時)
夜 17時～22時
(L.O.21時半)
定休日：日曜日



～ 第24回 KSCセミナー 接遇セミナーのご報告 ～

講師：(株)HALビジネス 代表取締役 **春田 尚子** 先生



令和6年4月4日(木)に「第24回KSCセミナー 接遇セミナー」を開催いたしました。マナーの一般常識(第一印象の大切さ、挨拶、他)やコミュニケーションの基本(尊敬語、接遇用語、ビジネスメール、他)等、お仕事をされる上での基本的なところから学ぶことができました。数年ぶりに現地で開催となり、実践を交えながら楽しく、分かりやすいセミナーとなりました。

今回も大変多くの方にご参加いただきました。お忙しい中ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました☆今後も様々なセミナーの開催を予定しております。是非ご参加ください♪

～ 身だしなみチェック ～

- 【髪】… (男性) 前髪が目にかからない、耳が隠れない、シャツの襟が隠れない
(女性) 長い髪はまとめる(特に医療、飲食系)、お辞儀で顔にかからない
- 【顔】… 目やに、髭の剃り残しはないか、歯(きれいに磨いているか)、化粧は派手でないか
- 【制服、作業着】… ジッパーは開けっ放しにしない、シミ・しわ・ほころびなどチェック
- 【クールビズ】… 室温28度で過ごせるビジネススタイル
基本は襟付きのシャツで襟が立つもの



新緑美しい五月の始まりです。

4月終わりからの大型連休は、途中で変更も入ったせいか何日が何の祝日だかあやふやになってしまいがちですが、この中の5月3日は「憲法記念日」です。

基本的人権の尊重や法の下での平等など、憲法に書かれていることは、どれも「当たり前」のことと
思っていますが、それが「当たり前」でない社会を想像すれば、その大切さが分かります。

憲法はこの国がどのような国であろうとするのかを示す一番の基本です。折角の憲法記念日なので
すから、その意義を考える機会にしたいものです。

この憲法の草案作成に携わった女性がベアテ・シロタ・ゴードンです。ピアニストの父が音楽学校の
教授となるべく招聘されたことにより昭和4年（1929年）、5歳で来日し、15歳で米国に留学する
まで約十年を日本で過ごします。終戦後、日本にとどまっていた両親の消息を知るために一刻も早く
来日するためにGHQの民間人要員となり再来日しました。そして、日本国憲法の草案を作成するス
タッフに抜擢されるのです。

このベアテさんが起草した条文が第24条、「両性の平等」の条項です。

ベアテさんが子供の頃に見聞きした日本の女性の社会的な地位の低さなどを改善するために、と考
えたといえます。

ジェンダー平等に関しては、憲法が公布される前の戦前とは雲泥の差ではありますが、今でも課題
の多い事項であって、ベアテさんが後に述べているように「憲法に書いたからといっておまじないの
ようにその内容が自動的に実現するわけではなく、有権者が憲法の中身を理解してその権利を守るた
めに行動する必要がある」のです。

先人たちが切り開いてきてくれた道を広げ、また歩きよい道にして後輩に残していけるよう心掛け
たいものです。

本来、ベアテさんの書いた草案は現在の24条の条文よりも詳細でした。ボツになってしまった草案
のなかの次の内容が私は好きです。

「（児童は）成長のために休暇と娯楽と適当な運動の機会が与えられる」

憲法第26条の「教育を受ける権利」と併せて「よく学びよく遊びよく休め」が憲法で保障されてい
ればよかったらうにと思ってしまいます。5月5日はこどもの日。五月晴れの空を悠然と泳ぐこいのぼ
りのように伸び伸びと過ごす日になってほしいものです。

さて、ベアテさんのご両親はユダヤ系ウクライナ人でした。政情不安
の故国から来日したのは亡命の意味もあったようです。

ウクライナでは今も戦闘が続いています。一般の市民が多数犠牲にな
り悲劇が拡大し続けているのです。

ベアテさんは最期まで「憲法の9条と24条を守って欲しい」と願っ
ていたといえます。

その思いを改めて見つめなおしたい五月です。

蛇足ですが、憲法には「納税の義務」もうたわれています。私にとっ
ては、その義務の適切な遂行を支援すべく日々決算申告業務に携わる激
務の五月でもあります。



「女児鯉」も泳ぐ令和のこどもの日

美恵野

※最近、女の子用の鯉のぼりを求める人も増えているそうです

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

（旧 甲南永山事務所）

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

4月以降、鹿児島県内では晴天に恵まれず、平年に比べても日照不足とな
っている地点が多いそうです。確かに、一日中パラパラと雨が降ったりやんだり
という日が多い様に感じます。鹿児島では5月下旬には梅雨入りするところも
あるので、それを考えると晴れの日がとても貴重に感じます。特に休日の晴れ
の日は有効に使いたいものです。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険な
どについて、分からないこ
とがあれば上川路会計にご
相談ください！

また、お知り合いに開業
予定の方がいらっしゃるま
したら是非ご紹介
してください！！

